

国立研究開発法人国立循環器病研究センター会計事務取扱細則

平成22年4月1日細則第3号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター会計事務取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人循環器病研究センター会計規程（平成22年規程第30号。以下「会計規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、会計規程を実施するために必要な事項を定め、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の財務及び会計に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(勘定科目)

第2条 会計規程第7条の勘定科目は、別表のとおりとする。

(会計帳簿)

第3条 会計規程第8条の帳簿の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 総勘定元帳 様式1
- 二 合計残高試算表 様式2
- 三 補助帳簿
 - イ 現金出納簿 様式3
 - ロ 預金出納簿 様式4
 - ハ 固定資産台帳 様式5
 - ニ その他会計経理の進行に伴い必要となる帳簿
- 四 諸管理簿
 - イ 予算差引簿 様式6
 - ロ その他予算、債権債務、財産及び物品の管理に必要な帳簿

(会計伝票)

第4条 会計規程第9条の会計伝票は、様式7によるものとし、これに作成年月日、勘定科目、取引先、金額、取引内容その他必要な事項をそれぞれ記載し、当該取引に関する証拠書類を添付するものとする。

2 前項の証拠書類は、契約書、納品書、請求書、その他これらに類する書類とする。

(保存期間等)

第5条 第3条の帳簿、第4条の会計伝票及び証拠書類その他経理に関する書類の保存期間は、当該事業年度の翌年度の6月末日から起算して、次の各号に従い、各々各号に掲げる期間とする。

- 一 財務諸表、決算報告書及び総勘定元帳 10年
- 二 会計伝票、補助帳簿その他の経理に関する書類 7年

2 前項の帳簿及び会計伝票等の作成及び保存については、電子媒体によることができる。

(予算実施計画及び収支計画)

第6条 会計規程第10条に規定する予算実施計画及び収支計画は、様式8及び様式9によるものとする。

(予算執行に関する書面原則及び帳簿)

第7条 理事長は契約その他収入又は支出の原因となる行為を行うとき、経理責任者は支出を行うときは、決裁伺書面により確認しなければならない。ただし、この手続を経ることが著しく非効率であるとき、又は、社会慣習上若しくは取引慣行上適当でないときは、この限りでない。

2 経理責任者は、予算差引簿に記帳して、予算の執行状況を常に明らかにしなければならない。

(流用が禁止される勘定科目)

第8条 施設整備費補助金収入、特定の建物の建築又は医療機器の購入のための借入金収入、特定の目的のために寄付された寄付金収入、その他使途を特定して交付された収入については、これを他の経費に流用してはならない。

(延納利息)

第9条 理事長は、債務者との契約によりその履行期限を延長する特約をした場合においては、利息（以下「延納利息」という。）を付することができるものとする。

2 延納利息の率は、年5%とする。

3 延納利息は、次の各号のいずれかに該当する場合には付さないことができる。

一 履行期限の延期の特約等をする債権が、千円未満であるとき。

二 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(延滞金)

第10条 理事長は、債務者との契約に定めるもののほか、履行期限内に納入すべき金額が納入されなかった場合は、当該債務について延滞金を付すものとする。ただし、診療収益及び国立看護大学校の授業料に係る債権については、延滞金を付さないことができる。

2 延滞金の利息の率については、前条第2項の規定を準用する。

3 延滞金は、利息を付すこととなっている債権を除き、履行期限内に納入されなかった当該債権の金額が千円未満である場合には付さないことができる。

4 延滞金に係る弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までには付される延滞金の額（その時までには徴収した

金額を含む。)が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

(前払)

第11条 次の各号に掲げる経費については、会計規程第20条の規定により前払をすることができる。

- 一 工事請負代金及び製造代金
- 二 定期刊行物の代金及び日本放送協会に支払う受信料
- 三 土地建物及びその他の物件の借料
- 四 運賃及び保険料
- 五 買収に係る土地の上にある物件の移転料
- 六 外国から購入する物品の代金
- 七 委託費及び諸謝金
- 八 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費

(仮払)

第12条 次の各号に掲げる経費については、会計規程第20条の規定により仮払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
- 三 交通通信の不便な地方で支払う経費その他経費の性質上契約の締結から現金支払に至るまでの支出に関する一切の行為を一定の場所において速やかにしなければならない経費

(支払期日)

第13条 商取引に係る支払は、特段の事情がない限り、月1回払いとし、その方法は、月末締め翌々月末払いとする。

- 2 翌々月末日が取引銀行の休業日に当たるときは、その休業日の直前の営業日とする。
- 3 水道光熱費など支払期日について正当な定めのある支払は、前2項の規定にかかわらず、当該定めによる。

(資金計画の作成)

第14条 会計規程第25条に規定する資金計画は、様式10によるものとする。

(月次決算)

第15条 経理責任者は、各月の翌月で別に理事長が定める日までに当該各月の月次決算を行い、速やかに理事長に報告しなければならない。

(財務諸表)

第16条 会計規程第45条に定める財務諸表は次のとおりとする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 五 行政サービス実施コスト計算書
- 六 附属明細書

(セグメント情報の開示)

第17条 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日設定。平成30年9月3日最終改訂）第43に定めるセグメント情報の開示は、次の区分により行うものとする。

- 一 研究事業
- 二 診療事業
- 三 臨床研究事業
- 四 教育研修事業
- 五 情報発信事業
- 六 その他の事業

附 則

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第132号）

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（令和元年規程第265号）

(施行期日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年細則第35号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和元年9月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年細則第58号)

(施行期日)

この細則は、令和7年7月7日から施行する。